

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(霧谷管理型処分場)

一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
1)埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	一般廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように、次の措置を講ずるものとする。 1)飛散防止フェンスの設置 2)即日覆土、転圧締固めの実施
2)最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	悪臭が最終処分場の外に発散しないように、次の措置を講ずるものとする。 1)即日覆土の実施 2)極度の悪臭の発生がある場合は消臭剤散布の実施
3)火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	火災の発生を防止するために、次の措置を講ずるものとする。 1)可燃性の一般廃棄物に対する覆土の実施 2)埋立ガス処理設備(ガス抜き管)による可燃性ガスの排除 3)最終処分場内に防火水槽(40m <sup>3</sup> )を、浸出水処理施設内に消防法に基づいて消火器を設置する。
4)ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、次の措置を講ずるものとする。 1)即日覆土の実施 2)極度の衛生害虫等の発生がある場合は薬剤散布の実施
5)前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立地処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書きの規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止するために、次の措置を講ずるものとする。 1)囲いが破損していないかどうか適宜、点検する。 2)破損が発見された場合には直ちに補修、復旧する。
6)前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	最終処分場を適正に管理するため、次の措置を講ずるものとする。 1)立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。 2)立札その他の設備が破損していないかどうか適宜、点検する。 3)破損し、または破損した場合は直ちに補修、復旧する。 4)表示事項に変更が生じた場合には速やかに書き換える。

一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
7)前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等の破損を防止するため、次の措置を講ずるものとする。 1)擁壁等が破損していないかどうか定期点検(3か月に1回)を実施する。 2)地震、台風等の以上事態の直後には臨時点検を実施する。 3)点検方法については、地上に現れている部分に対する視認及び沈下の有無を確認する。また、点検箇所はクラック誘発目地部分とする。 4)破損が発見された場合には直ちに補修、復旧する。
8)埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ((1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	遮水工の破損を防止するために、次の措置を講ずるものとする。 1)埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が破損しないよう、遮水工の表面に保護土を敷設する。 2)保護土の厚さは500mmとする。
9)前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工の遮水効果の低下を防止するために、次の措置を講ずるものとする。 1)遮水工が破損していないかどうか定期点検(3か月に1回)を実施する。 2)地震、台風等の以上事態の直後には臨時点検を実施する。 3)点検方法については、遮水シート及び不織布の劣化や破損の有無、接合部の状況等について、地上に現れている部分に対する視認を実施する。 4)破損が発見された場合には直ちに補修、復旧する。 5)生活環境影響調査の結果を踏まえて、「管理マニュアル」を定め、そのに基づき適切な維持管理を実施する。
10)埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所がから採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。	遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が生じていないことを確認するために、次の措置を講ずるものとする。 1)埋立地の上流側と下流側にモニタリング井戸を設置する。 2)遮水シート直下に地下水集排水設備を設置する。 3)モニタリング井戸及び地下水集排水設備から採取した地下水について、定期的に水質検査を実施する。
イ. 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。	埋立開始前の地下水等の水質を把握し、埋立開始後の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価できるように、次の措置を講ずるものとする。 1)埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度のすべてを測定する。 2)測定結果は記録・保管し、地下水等の水質に変化が起こった場合に比較・評価できるようにしておく。

一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
<p>ロ. 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(ただし書きに規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p>	<p>埋立開始後の地下水等の水質を把握し、埋立開始前の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価できるように、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地下水等検査項目の測定を1年に1回以上行う。</li> <li>2) 測定結果は記録・保管し、地下水等の水質に変化が起こった場合に比較・評価できるようにしておく。</li> </ol>
<p>ハ. 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p>	<p>埋立開始後の地下水等の水質を把握し、埋立開始前の地下水等の水質と比較して水質の状況を評価できるように、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電気伝導率、塩素イオン濃度、透視度の測定を1月に1回以上行う。</li> <li>2) 測定結果は記録・保管し、地下水等の水質に変化が起こった場合に比較・評価できるようにしておく。</li> </ol>
<p>二. ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>地下水等の水質悪化が認められた場合には、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 速やかに地下水等検査項目の測定を行う。</li> <li>2) 検査結果について、埋立開始前の地下水等と比較・評価する。</li> </ol>
<p>11) 前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等の汚染により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 水質の詳細な調査、地下水集排水設備から採取した地下水の水質検査等水質悪化の原因の調査を実施する。</li> <li>2) 新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</li> <li>3) 遮水工の点検を行い、破損が発見された場合には直ちに補修する。</li> <li>4) 地下水等の水質の悪化が認められたことを速やかに南魚沼環境センター等関係機関へ連絡する。</li> </ol>
<p>12) 前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しない。</p>
<p>13) 前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>調整池の破損を防止するために、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調整池の亀裂や漏水等の有無について、定期点検(3か月に1回)を実施する。</li> <li>2) 地震、台風等の以上事態の直後には臨時点検を実施する。</li> <li>3) 点検方法については、目視及び維持管理データの確認等により実施する。</li> <li>4) 破損が発見された場合には直ちに補修、復旧する。</li> </ol>

一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
<p>14)前項第五号への規定により設けられた浸出水処理設備の維持管理すること。</p> <p>イ. 放流水の水質が排水基準等に適合するようこととなるよう維持管理すること。</p>	<p>放流水の水質が排水基準に適合するように、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 定期的(別添-9を参照)に浸出水処理設備の機能点検を実施する。</p> <p>2) 生活環境影響調査の結果を踏まえて、「管理マニュアル」を定め、それに基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>3) 点検の結果、損壊、機能不良、薬剤不足等が発見された場合には、速やかに補修、改良、補充等を実施する。</p>
<p>ロ. 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出水処理施設が機能し、最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 定期的(別添9を参照)に浸出水処理施設の機能点検を実施する。</p> <p>2) 生活環境影響調査の結果を踏まえて、「管理マニュアル」を定め、それに基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>3) 異状が認められた場合には、直ちに保留を中止し補修、改良等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1)排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生じるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>放流水の水質悪化により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 排水基準等の測定を1年に1回以上行う。</p> <p>2) pH、BOD、COD、SS窒素の測定を1月に1回以上行う。</p> <p>3) 測定結果は記録・保管し、それ以前に実施した検査の結果と比較・評価できるようにしておく。</p>
<p>15)前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>開渠その他の設備の機能を維持するために、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 定期的(3か月に1回)に開渠等の機能点検を実施する。</p> <p>2) 点検の結果、土砂等の堆積が発見された場合は速やかにこれらを除去する。</p>
<p>16)通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>メタンガス等の発生を防止、又は発生したガスを排除するために次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 埋立ガス処理設備(ガス抜き管)として、法面及び堅型の通気装置を設置する。</p> <p>2) 通気装置は有孔管、碎石等を敷設し、有効に発生ガスを排除できる構造とする。</p> <p>3) 埋立構造については、準好気性埋立構造とする。</p>

一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
<p>17)埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号二において同じ。)は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号二ただし書に規定する埋立地については、同号イ(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又は同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>埋立処分の終了時には、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)埋立地の開口部を土砂等で覆い、転圧締固めを行う。</li> <li>2)土砂等は50cm以上の厚さ、又はこれと同等の強度及び透水性となるようにする。</li> </ol>
<p>18)前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>覆いの損傷を防止するために、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)降雨による覆土の洗掘等を防止するために、閉鎖後に埋立地の周辺部等に雨水排水溝を設ける。</li> <li>2)定期的に覆いの点検を行い、損傷の恐れがある場合には保守、復旧を行う。</li> </ol>
<p>19)埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>記録の作成及び保存にあたっては、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)埋め立てられた廃棄物の種類、数量、埋立位置を記録する。</li> <li>2)擁壁等の点検、保留水及び地下水等の検査、遮水工の点検等を行った場合はその結果を記録する。</li> <li>3)作成した記録は最終処分場の廃止までの間保存する。</li> </ol>